

令和 8 年度 木材・木製品製造業向け説明会

令和 8 年 8 月 28 日

名寄労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 労働災害について
- 労災隠しと電子申請の原則義務化について
- 労働者死傷病報告と労災隠し

労働災害について

「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、**労働の対償**として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。（労基法第11条）

「**労働災害**」とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、上記、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、**労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること**をいう。（安衛法第2条）

- 労働者は、労働の対償として**賃金**を得る。
- **労働災害**とは、業務に起因して労働者が負傷、疾病、死亡することをいう。

労働災害を防止することは事業者の責務であり、その責務を果たすため、法令や指針、ガイドライン等の遵守はもちろんのこと、法令等の要件を上回る措置を講じることが肝要である。

労働災害について

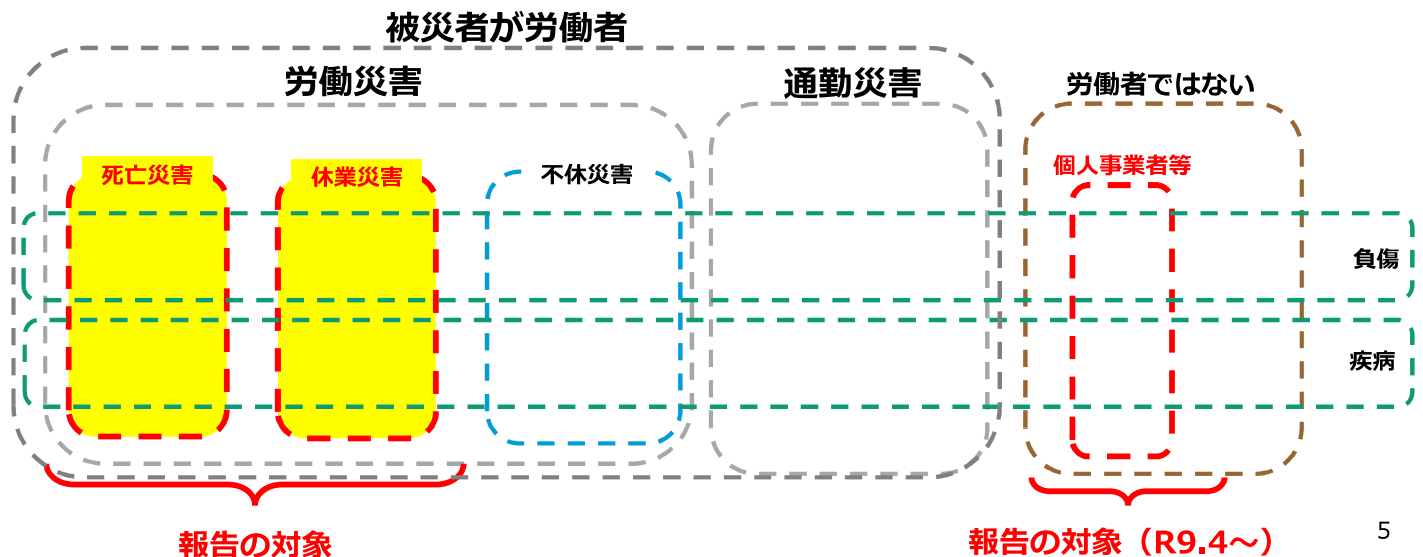
事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「**労働災害等**」という。）により**死亡し、又は休業した時**は、**遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。**（安衛則第97条）

■報告すべき項目

1. 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
2. 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
3. 常時使用する労働者の数
4. 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
5. 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
6. 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
7. 派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
8. 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
9. 休業見込期間又は死亡日時
10. 労働者が外国人である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
11. 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
12. 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

労働災害について

- ❑ 「死亡災害」「休業災害」が発生した場合には**労働者死傷病報告が必要です！**
- ❑ 「休業災害」とは、丸1日以上就労できない休業災害を指します。
 - ※ 「病院に行っただけ」の場合は「休業災害」に該当しません。
 - ※ ケガをしたその日に休まずとも、数日後休業した場合は「休業災害」です。
- ❑ 令和7年1月1日より、労働者死傷病報告は、**原則「電子情報処理組織」**を使用して行うことと、法令改正がなされました。



5

労災隠しと電子申請の原則義務化について

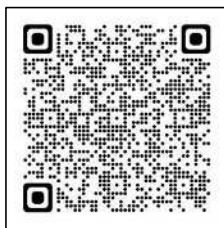
- ❑ **労働者死傷病報告を行わないこと（労災隠し）や実際と異なる内容の報告を行うこと（虚偽報告）は悪質な法令違反です。**
- ❑ 労災保険の休業補償を請求していない場合にも、労働者死傷病報告の提出が必要です。
- ❑ 休業期間全てに対し年次有給休暇を消化したとしても、労働者死傷病報告の提出が必要です。
- ❑ 業務上疾病の場合も労働者死傷病報告が必要です。



重大な労働災害を把握した場合は、迅速に監督署までご連絡お願いいたします。

労災隠しと電子申請の原則義務化について

- 令和 7 年 1 月 1 日より、労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されました。
- 現時点では紙での提出を妨げるものではありません。
- 旧様式は原則廃止**です。



労働局・労働基準監督署への申請・届出は
オンラインをご活用ください

旧様式第24号

旧様式第23号

※定期健康診断結果報告の一部、各種選任報告も電子申請が原則義務化されました。

- ・労働災害統計について
- ・令和 7 年発生 of 死傷災害（北海道、名寄署）
- ・令和 8 年発生 of 死傷災害（北海道、名寄署）

労働災害統計表について

- 地域ごと（北海道、名寄、等）の労働者死傷病報告の提出状況を表にして取りまとめたもの。
- 件数に計上されるのは、休業4日以上の災害及び死亡災害。
- 暦年（毎年1月1日～12月31日）で発生した件数を集計。
- 業種ごとに災害件数を集計。
- 派遣労働者の場合は、派遣先、派遣元、それぞれの事業者には報告義務があるが、派遣元労働者の件数は統計に計上されない。
- 通勤災害は件数に計上されない。
- 「事故の型」や「起因物」別などの分析を行うためにも用いられる。

令和7年発生之死傷災害（北海道）

- 全道の令和7年発生之労働災害件数は7,779件（内、死亡49件）。
- 前年と比較して、死亡災害は1件増加、死傷災害は854件（9.9%）減少。

令和7年 業種別労働災害発生状況 その1

令和7年確定値

北海道労働局

業種別	区分	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)	令和6年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	死亡		休業	合計	
全産業合計		49	7,730	7,779	48	8,585	8,633	-854	-9.9	100.0	48	8,585	8,633
製造業		6	1,103	1,109	7	1,114	1,121	-12	-1.1	14.3	7	1,114	1,121
鉱業 建設業	食料品	1	544	545	2	578	580	-35	-6.0	7.0	2	578	580
	木材・家具		92	92		104	104	-12	-11.5	1.2		104	104
	紙・印刷		24	24		17	17	7	41.2	0.3		17	17
	窯業・土石	1	49	50		42	42	8	19.0	0.6		42	42
	金属・機械	1	198	199	3	144	147	52	35.4	2.6	3	161	164
	その他	3	196	199	2	229	231	-32	-13.9	2.6	2	212	214
	鉱山		1	1		2	2	-1	-50.0	0.0		2	2
	土石採取業	1	26	27		26	26	1	3.8	0.3		26	26
	建設業	15	781	796	18	834	852	-56	-6.6	10.2	18	834	852
	土木工事業	8	272	280	9	263	272	8	2.9	3.6	9	263	272
	建築工事業	4	284	288	6	371	377	-89	-23.6	3.7	6	371	377
	木造建築業	2	88	90	1	105	106	-16	-15.1	1.2	1	105	106
	その他	1	137	138	2	95	97	41	42.3	1.8	2	95	97
	交通運輸事業	1	303	304		372	372	-68	-18.3	3.9		372	372
	陸上貨物運送事業	6	813	819	4	855	859	-40	-4.7	10.5	4	855	859
林業		5	64	69	4	75	79	-10	-12.7	0.9	4	75	79

- 令和7年の全道の製造業における災害発生状況は

死亡 6件

死傷 1,109件

- 製造業の死傷災害は全体の約14.3%を占めている。

- 木材・木製品製造業等においては年間92件の休業災害が発生しており、全体の占める割合は1.2%（約83人に1人）だった。

- 林業で69件の死傷災害（全体の0.9%）が発生し、内5件が死亡災害であった。

令和7年発生死亡災害（北海道）

- 全道の令和7年発生死亡災害は49件と、前年より1件増加した。
- 製造業の死亡災害は6件と、前年より1件減少した。
- 製造業が占める割合は12.2%（死亡災害の約8件に1件が製造業）だった。
- 林業では5件（全体の10.1%）の死亡災害が発生した。

令和7年 業種別死亡災害発生状況 [確定]

業 種	令和7年		令和6年同期		対 前 年 比 較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
全 産 業	49 (10)	100.0	48 (4)	100.0	1	2.1	-5	-11.4
製 造 業	6 ()	12.2	7 ()	14.3	-1	-14.3	-1	-14.3
鉱 業	1 ()	2.0	()		1	—	1	—
建 設 業	15 (1)	30.6	18 (1)	36.7	-3	-16.7	-3	-17.6
交通運輸事業	1 (1)	2.0	()		1	—		—
陸上貨物運送事業	6 (4)	12.2	4 (2)	8.2	2	50.0		
港湾運送業	1 ()	2.0	()		1	—	1	—
林 業	5 ()	10.2	4 ()	8.2	1	25.0	1	25.0
その他の事業	14 (4)	28.6	15 (1)	30.6	-1	-6.7	-4	-28.6

※ 本統計は、本年・昨年ともに把握した死亡者数の確定値である。
※ 死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

令和7年発生死傷災害（名寄署）

- 名寄署管内の令和7年発生死傷労働災害は145件（内、死亡1件）。
- 前年と比較して、死亡災害は1件減少、死傷災害は13件増加。

令和7年 業種別労働災害発生状況

区分 業種別	令和7年			令和6年			対 前 年		業種 割合 (%)	令和6年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全 産 業 合 計	1	144	145	2	130	132	13	9.8	100.0	2	130	132
製 造 業		24	24		31	31	-7	-22.6	16.6		31	31
食 料 品		8	8		19	19	-11	-57.9	5.5		19	19
木 材 木 製 品		11	11		8	8	3	37.5	7.6		8	8
紙・パルプ												
窯業・土石		1	1				1		0.7			
金 属 ・ 機 械					2	2	-2				2	2
そ の 他		4	4		2	2	2	100.0	2.8		2	2
土 石 採 取 業		2	2				2		1.4			
建 設 業	1	21	22		22	22			15.2		22	22
土 木 工 事 業	1	10	11		10	10	1	10.0	7.6		10	10
建 築 工 事 業		6	6		9	9	-3	-33.3	4.1		9	9
木 造 建 築 業		2	2		2	2			1.4		2	2
設 備 工 事 業		3	3		1	1	2	200.0	2.1		1	1
交通運輸事業		2	2		2	2			1.4		2	2
陸上貨物運送事業		14	14		9	9	5	55.6	9.7		9	9
道路貨物運送業		12	12		9	9	3	33.3	8.3		9	9
陸上貨物取扱業		2	2				2		1.4			
林 業		8	8		4	4	4	100.0	5.5		4	4

- 令和7年の名寄署管内の製造業における災害発生状況は

死亡 0件

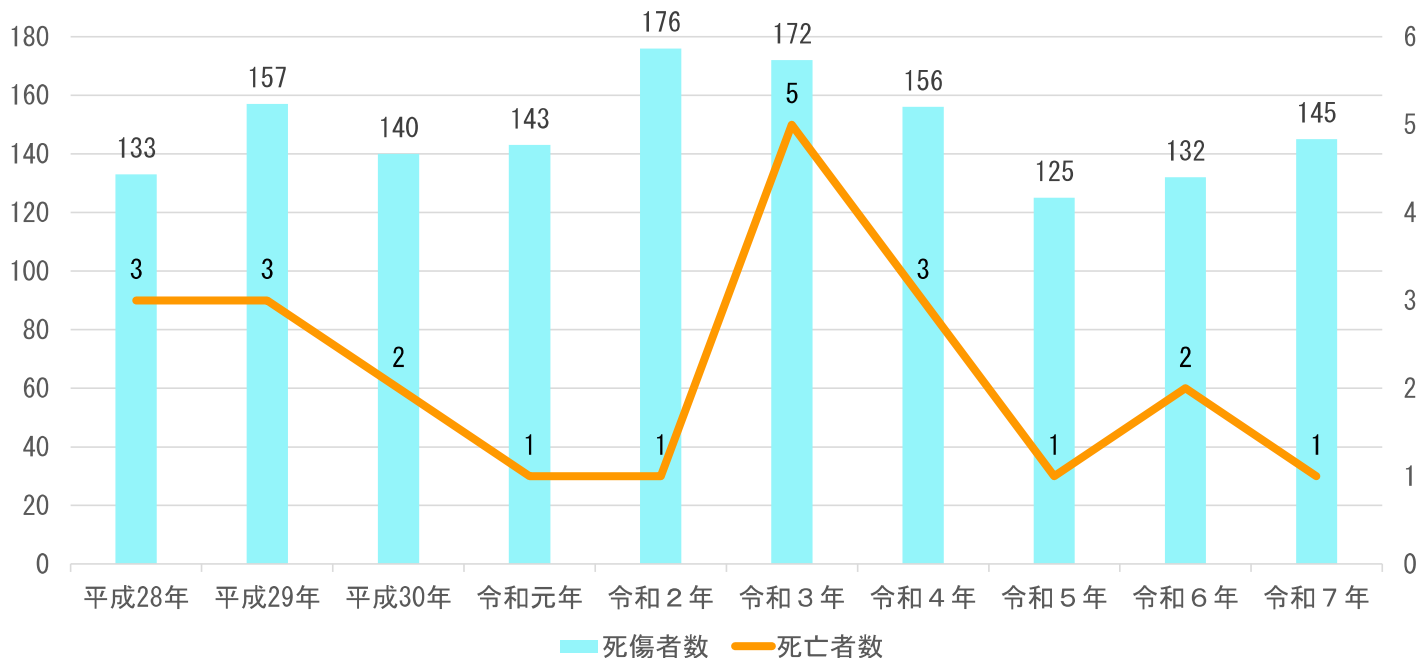
死傷 24件

- 木材・木製品製造業においては11件の休業災害が発生した。
- 木材・木製品製造業の全体の占める割合は7.6%（約13人に1人）だった。
- 林業の休業災害が8件（全体の5.5%）発生した。

死傷災害の推移（名寄署－全業種）

- 名寄署の全業種における死傷労働災害発生件数の推移は以下のとおり。
- 死亡災害は令和3年に5件発生し、死傷災害は令和5年以降増加傾向にある。

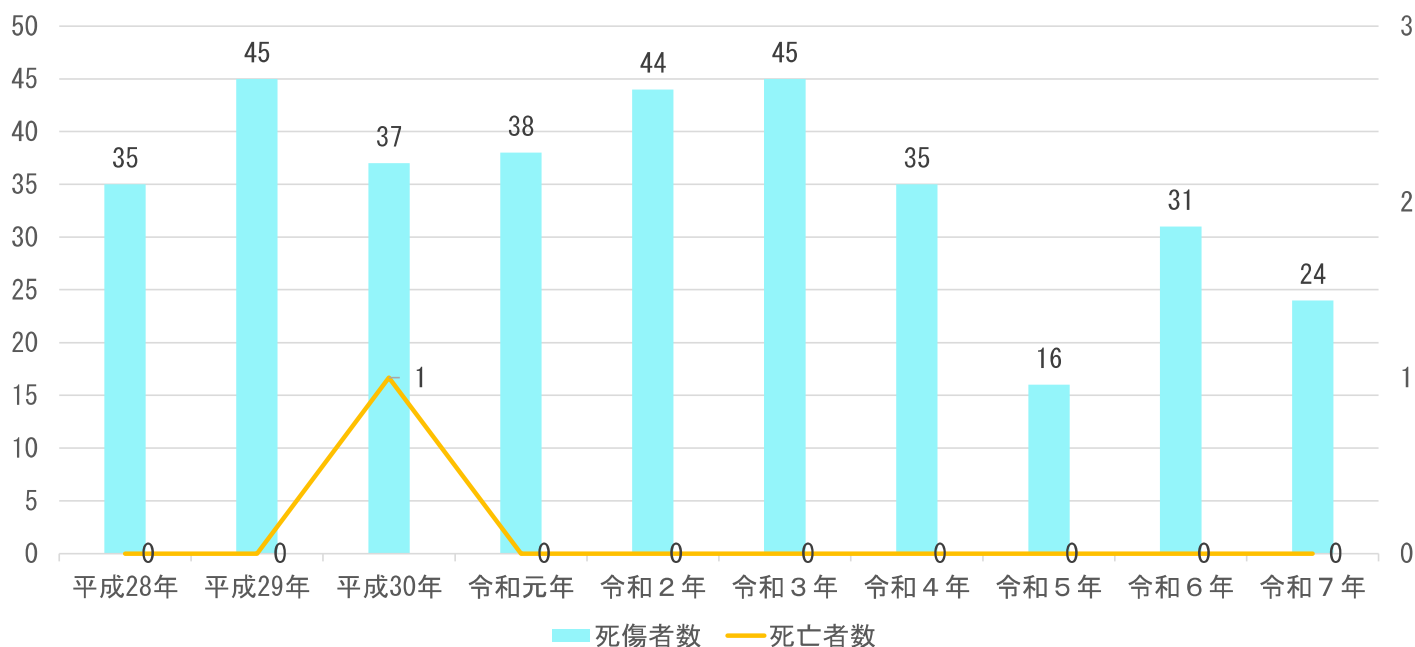
災害発生件数推移（死傷災害－全業種）



死傷災害の推移（名寄署－製造業）

- 名寄署の製造業（全体）における死傷労働災害発生件数の推移は以下のとおり。
- 死亡災害が発生した年もあり、木材・木製品製造業で発生した。**

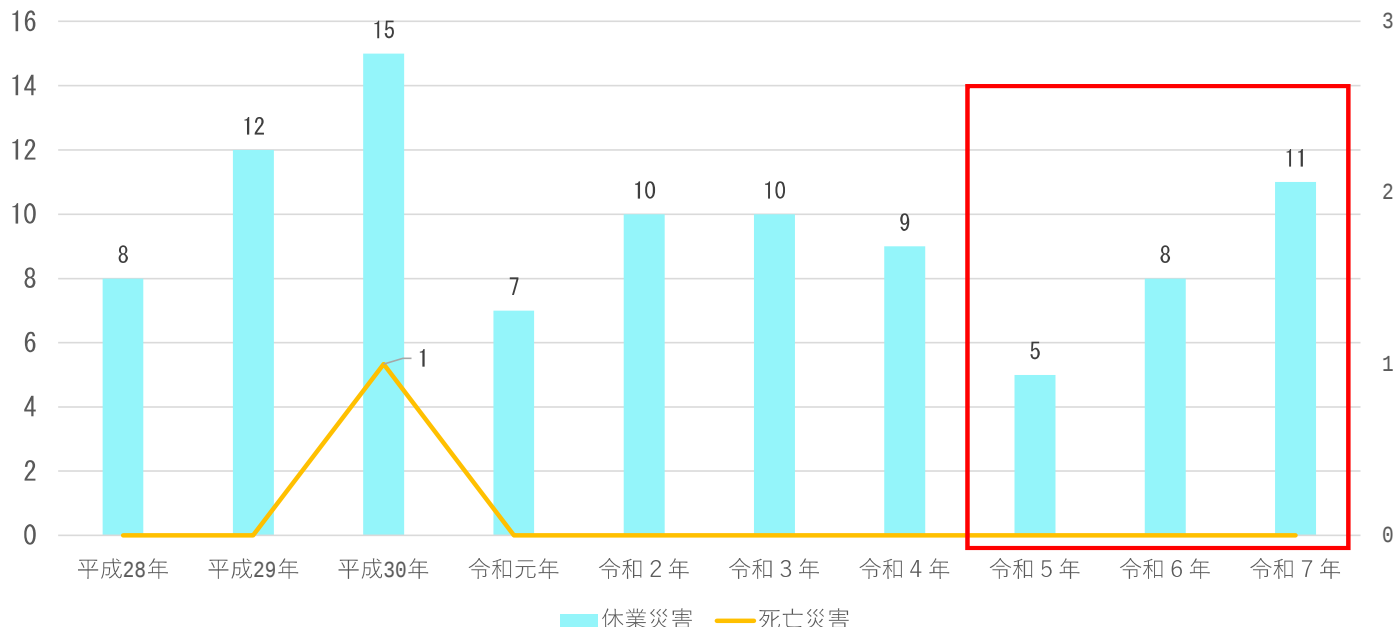
災害発生件数推移（死傷災害－製造業）



死傷災害の推移（名寄署－木材・木製品製造業）

- 名寄署の木材・木製品製造業における死傷労働災害発生件数の推移は以下のとおり。
- 令和5年以降、災害発生件数が増加傾向にあり、令和に入って件数が最大**となった。

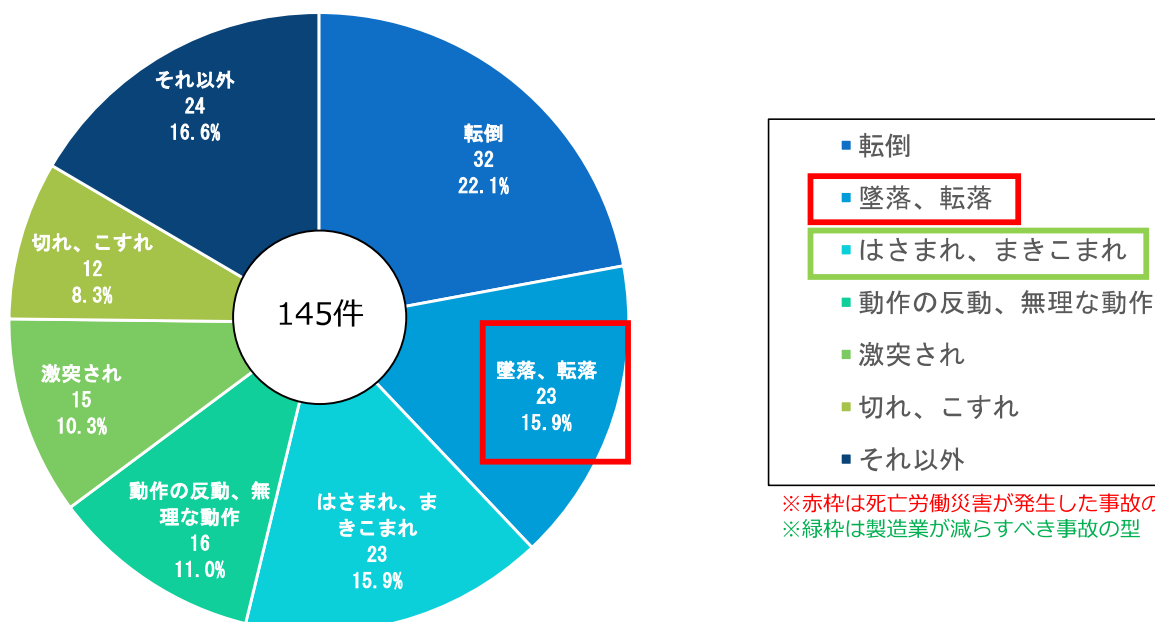
災害発生件数推移（死傷災害－木材・木製品製造業）



令和7年発生 of 死傷災害（名寄署－全業種）

- 名寄署における労働災害の事故の型別の内訳は以下のとおりです。
- 「転倒」が32件と最も多く、「墜落、転落」「はさまれ、まきこまれ」の23件と続きます。
- 死亡災害は「墜落、転落」災害で発生**しました。

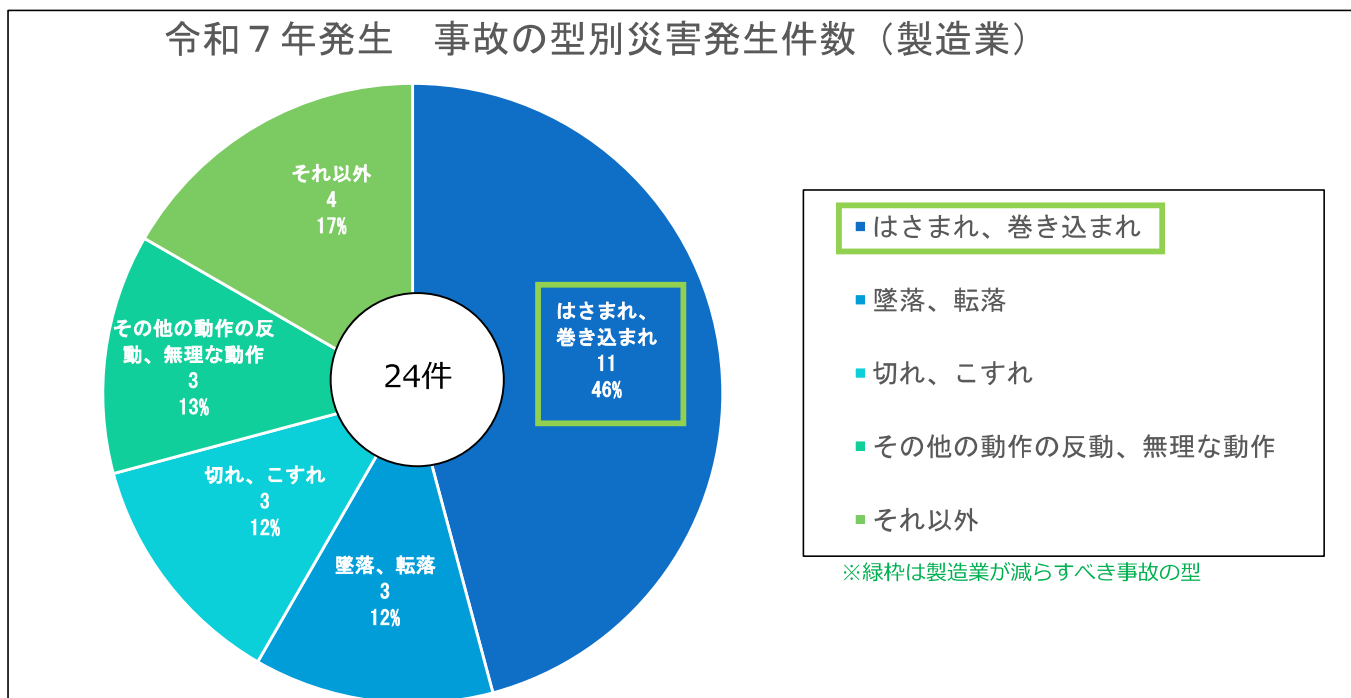
令和7年発生 事故の型別災害発生件数（全業種－名寄署）



※赤枠は死亡労働災害が発生した事故の型
※緑枠は製造業が減らすべき事故の型

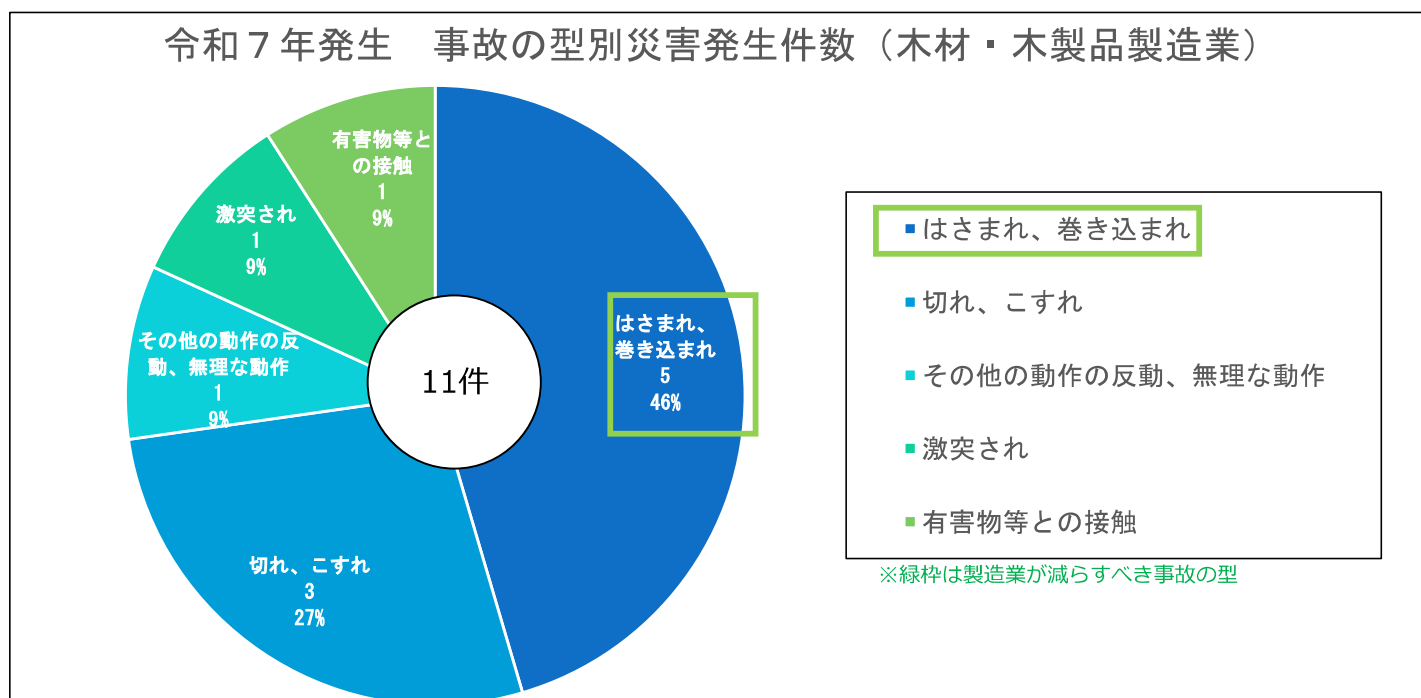
令和7年発生之死傷災害（名寄署－製造業）

- 名寄署における製造業の労働災害の事故の型別の内訳は以下のとおりです。
- 「はさまれ、巻き込まれ」が11件と突出して多く、次いで「墜落、転落」が3件発生しました。



令和7年発生之死傷災害（名寄署－木材・木製品製造業）

- 名寄署における木材・木製品製造業の労働災害の事故の型別の内訳は以下のとおり。
- 「はさまれ、巻き込まれ」が5件と最も多く、次いで「切れ、こすれ」が3件発生した。



令和 8 年発生 の 死傷災害（北海道）

- 全道の令和 8 年発生（7 月末時点、以下同）の労働災害件数は**3,638 件（内、死亡 23 件）**。
- 前年同期と比較して、死亡災害は 9 件減少、死傷災害は 90 件（2.4％）減少。

令和8年 業種別労働災害発生状況 その1

令和8年7月末現在											北海道労働局		
業種別	区分	令和 8 年			令和 7 年			対 前 年		業種割合 (%)	令和 7 年 確 定 値		
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合 計	増 減 数	増減率		死亡	休業	合 計
全 産 業 合 計		23	3,615	3,638	32	3,696	3,728	-90	-2.4	100.0	49	7,730	7,779
製 造 業		5	561	566	3	552	555	11	2.0	15.6	6	1,103	1,109
食 料 品		1	279	280		264	264	16	6.1	7.7	1	544	545
木材・家具		1	44	45		51	51	-6	-11.8	1.2		92	92
紙・印刷			11	11		9	9	2	22.2	0.3		24	24
窯業・土石		2	24	26	1	28	29	-3	-10.3	0.7	1	49	50
金属・機械		1	112	113	1	94	95	18	18.9	3.1	1	198	199
そ の 他			91	91	1	106	107	-16	-15.0	2.5	3	196	199
鉱業	鉱 山											1	1
	土石採取業		4	4		16	16	-12	-75.0	0.1	1	26	27
建 設 業		7	356	363	9	381	390	-27	-6.9	10.0	15	781	796
土木工事業			117	117	3	133	136	-19	-14.0	3.2	8	272	280
建築工事業		4	127	131	3	145	148	-17	-11.5	3.6	4	284	288
木造建築業		3	42	45	2	43	45			1.2	2	88	90
そ の 他			70	70	1	60	61	9	14.8	1.9	1	137	138
交通運輸事業			138	138		166	166	-28	-16.9	3.8	1	303	304
陸上貨物運送事業		4	422	426	3	404	407	19	4.7	11.7	6	813	819
道路貨物運送		3	403	406	3	384	387	19	4.9	11.2	5	752	757
陸上貨物取扱		1	19	20		20	20			0.5	1	61	62
林 業			26	26	5	38	43	-17	-39.5	0.7	5	64	69

- 令和 8 年の全道の製造業における災害発生状況は

死亡 5 件
死傷 566 件

- 木材・木製品製造業等にて 1 件の死亡災害が発生した。
- 木材・木製品製造業の死傷災害は 45 件（全体の 1.2％）発生した。
- 林業においては 26 件（全体の 0.7％）の休業災害が発生しているが死亡災害は発生していない。

令和 8 年発生 の 死亡災害（北海道）

- 全道の令和 8 年発生 の死亡災害は 23 件と、前年同期より 9 件（28.1％）減少した。
- 製造業の死亡災害は 5 件と、前年同期より 2 件（66.8％）増加した。
- 死亡災害の内、製造業の発生件数は 21.7％を占める。
- 林業では死亡災害が発生していない。

令和8年 業種別死亡災害発生状況 [速報]

		令和8年7月末現在				北海道労働局			
業 種	令 和 8 年	令 和 7 年 同 期		対 前 年 比 較					
		死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全 件 数		交 通 事 故 を 除 く	
						増減数	増減率	増減数	増減率
全 産 業	23 (3)	100.0	32 (7)	100.0	-9	-28.1	-5	-20.0	
製 造 業	5 ()	21.7	3 ()	9.4	2	66.7	2	66.7	
鉱 業	()		()						
建 設 業	7 ()	30.4	9 ()	28.1	-2	-22.2	-2	-22.2	
交 通 運 輸 事 業	()		()						
陸 上 貨 物 運 送 事 業	4 (1)	17.4	3 (3)	9.4	1	33.3	3		
港 湾 運 送 業	()		()						
林 業	()		5 ()	15.6	-5	-100.0	-5	-100.0	
そ の 他 の 事 業	7 (2)	30.4	12 (4)	37.5	-5	-41.7	-3	-37.5	

※ 本統計は、本年・昨年ともに把握した死亡者数の速報値である。
※ 死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

令和8年発生之死傷災害（名寄署）

- 名寄署管内の令和8年発生之労働災害は55件、死亡労働災害は発生していない。
- 前年と比較して、死傷災害は12件（17.9%）減少。

令和8年 業種別労働災害発生状況

令和8年（7月末 現在）

名寄労働基準監督署

業種別	令和8年（7月末）			令和7年（7月末）			対 前 年		業種 割合 (%)	令和7年（確定）		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		55	55		67	67	-12	-17.9	100.0	1	144	145
製造業		14	14		13	13	1	7.7	25.5		24	24
食料品		8	8		5	5	3	60.0	14.5		8	8
木材・木製品		4	4		6	6	-2	-33.3	7.3		11	11
紙・パルプ												
窯業・土石		1	1		1	1			1.8		1	1
金属・機械												
その他		1	1		1	1			1.8		4	4
土石採取業					2	2	-2				2	2
建設業		7	7		8	8	-1	-12.5	12.7	1	21	22
土木工事業		4	4		3	3	1	33.3	7.3	1	10	11
建築工事業		1	1		4	4	-3	-75.0	1.8		6	6
木造建築業		1	1		1	1			1.8		2	2
設備工事業		1	1				1		1.8		3	3
交通運輸事業		1	1		1	1			1.8		2	2
林業		1	1		2	2	-1	-50.0	1.8		8	8

- 令和8年の名寄署管内の製造業における災害発生状況は

死亡 0件

死傷 14件

- 製造業の死傷災害は全体の約7.7%を占めている。
- 木材・木製品製造業では4件（全体の7.3%）の休業災害が発生しており、死亡災害は発生していない。
- 林業では1件（全体の1.8%）の休業災害が発生した。

北海道における死亡災害事例について（製造業）

災害事例①

- 発生時期：令和8年6月
- 発生時刻：8時台
- 業種：木材・木製品製造業
- 規模：10人以上30人未満
- 事故の型：墜落、転落
- 起因物：仮設物、建築物、構築物
- 災害の状況：

木材チップヤードにおいて、廃棄部品を持って建屋の屋外架設通路を移動中、木製の床面を踏み抜き、約5m下に墜落したもの。

- 再発防止対策：

墜落、転落の危険性がある箇所を通路として使用しない。

通路は長年使用する内に、破損、腐食、変形、摩耗を起こす可能性がある。高所であればなおさら、適切な点検が必要であるし、重量物の運搬は行わないようにすべき。

高所での作業の場合は、墜落制止用器具（安全帯）を使用させる。



全道各署の死亡労働災害事例は北海道労働局HPにて公表されています！

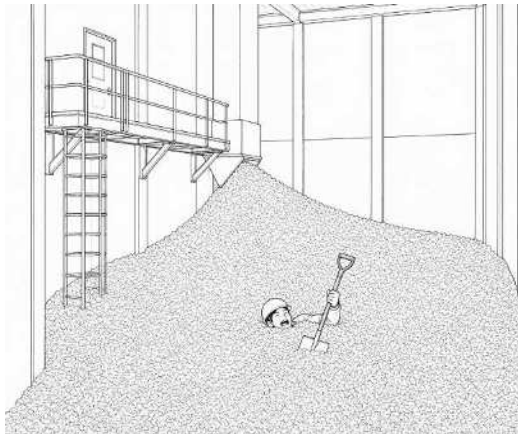


北海道労働局HP

北海道における死亡災害事例について（製造業）

災害事例②

- ❑ 発生時期：令和3年11月
- ❑ 発生時刻：9時台
- ❑ 業種：木材・木製品製造業
- ❑ 規模：10人以上30人未満
- ❑ 事故の型：墜落、転落
- ❑ 起因物：仮設物、建築物、構築物
- ❑ 災害の状況：



全道各署の死亡労働災害
事例は北海道労働局HP
にて公表されています！



北海道労働局HP

被災者は集じん室に集積された木屑の上でスコップを用いて木屑をならしていたところ、**生き埋め**となったもの。集じん室とは、木材加工で発生した木屑を集積する縦横約4メートル、高さ約6メートルの建屋である。

- ❑ 再発防止対策：

不安定な場所、生き埋めの可能性のある場所での作業は絶対に行わせない。

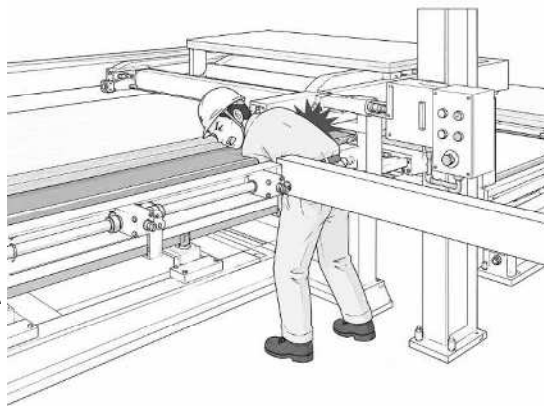
作業床を設け、墜落制止用器具（安全帯）の着用を徹底することはもちろんのこと、生き埋めによる窒息とならないよう、木くず等の上に立たない。

23

北海道における死亡災害事例について（製造業）

災害事例③

- ❑ 発生時期：令和2年4月
- ❑ 発生時刻：21時台
- ❑ 業種：木材・木製品製造業
- ❑ 規模：10人未満
- ❑ 事故の型：はさまれ、巻き込まれ
- ❑ 起因物：動力運搬機
- ❑ 災害の状況：



全道各署の死亡労働災害
事例は北海道労働局HP
にて公表されています！



北海道労働局HP

被災者は、製材工場の合板製造ラインにおいて、厚さ12mmの合板を規定のサイズ（921mm×1818mm）にカットする工程の作業に従事中、オートフィーダーと呼ばれる木材搬送装置（合板をベルトコンベヤーに全自動で供給する装置）の可動部と本体フレームの間に**上半身を挟まれたもの**。

- ❑ 再発防止対策：

材料の補充・点検・整備等の際には**電源を切り、機械を止める**。通常使用時において巻き込まれの可能性があるのであれば、物理的な覆いや**光学センサー**等の**安全装置**を具備させる。

24

- ・ 第14次労働災害防止計画
- ・ 全国安全週間（終了）
- ・ 全国労働衛生週間

ひと、くらし、みらいのために



第14次労働災害防止計画

- **全体の目標**は、2027年までに2022年と比較して**死亡災害を10%以上減らす**ことです。
- 機械への「はさまれ、巻き込まれ」等、リスクアセスメント及び安全教育を実施しましょう。
- 各社にあった安全衛生対策を自発的に取り組んでいただくことが効果的です。

[illegible]

北海道労働局 第14次労働災害防止計画の詳細はホームページからご確認いただけます。

北海道労働局HP



(3) 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ② 高齢者に対する労働災害防止対策
- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施
- ⑥ 交通労働災害防止対策
- ⑦ 熱中症予防対策
- ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- 労働者の安全意識の向上を図るための活動
- 労働者の安全意識の向上を図るための活動
- 労働者の安全意識の向上を図るための活動

2 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の安全意識の向上を図るための活動
- 労働者の安全意識の向上を図るための活動
- 労働者の安全意識の向上を図るための活動

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中央労働災害防止協会 <https://www.jeha.or.jp>

労働のあんげんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp>

職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生 検索

中央労働災害防止協会 安全週間 検索

労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

届出入力支援サービス 検索

業種別の労働災害防止対策（建設業を含む）や、業種横断的な労働災害防止対策（高齢労働者、外国人労働者、熱中症対策、等）について掲げられています。

要綱やリーフレットを確認し、各種労働災害防止対策を徹底お願いいたします。

指針・リーフレットはこちらから
中災防HP



29

令和8年度 全国労働衛生週間

- ❑ 期間は **10月1日～10月7日** です。（9月1日～9月30日は準備期間）
- ❑ スローガンは「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」。
- ❑ 昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回目を迎える。

事業者の皆さまへ

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン
ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！
「全国労働衛生週間」は、労働者の健康増進や職場環境の改善など「労働」に関する関係者の協力を得、国民の健康意識を高め、国民の健康意識を高め、労働者の健康増進を図ることを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

- 衛生管理の徹底
- 労働者の健康増進
- 労働者の安全意識の向上
- 労働者の安全意識の向上
- 労働者の安全意識の向上

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 労働者の健康増進
- 労働者の安全意識の向上
- 労働者の安全意識の向上
- 労働者の安全意識の向上
- 労働者の安全意識の向上

厚生労働省 労働安全衛生局 労働安全衛生課

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動の推進

労働者の健康増進や職場環境の改善など「労働」に関する関係者の協力を得、国民の健康意識を高め、労働者の健康増進を図ることを目的として毎年実施しています。

メンタルヘルス支援

労働者の健康増進や職場環境の改善など「労働」に関する関係者の協力を得、国民の健康意識を高め、労働者の健康増進を図ることを目的として毎年実施しています。

労働安全衛生の推進

労働者の健康増進や職場環境の改善など「労働」に関する関係者の協力を得、国民の健康意識を高め、労働者の健康増進を図ることを目的として毎年実施しています。

労働安全衛生の推進

労働者の健康増進や職場環境の改善など「労働」に関する関係者の協力を得、国民の健康意識を高め、労働者の健康増進を図ることを目的として毎年実施しています。

第77回 全国労働衛生週間

2026
10/1～7
準備期間 9/1～30

ひとりひとりが貴重な人材
心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

厚生労働省 中央労働災害防止協会

リーフレット

ポスター

30

□ 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

□ 本週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

指針・リーフレットは
こちらから



中災防HP

31

- 荷役運搬機械の労働災害防止
- はしご、脚立の取扱いについて
- 転倒災害防止対策
- 高年齢労働者の労働災害

荷役運搬機械の労働災害防止

□ フォークリフト等の荷役運搬機械を運転する作業には、各種法令の措置が必要です！

- ・ 「フォークリフト運転技能講習」を受講した者のみが運転可能。（**無資格就労は会社の重大な法令違反**）
- ・ 1年以内ごとに1回、定期的に特定自主検査を実施する。（**特自検未実施は会社の重大な法令違反**）

□ 荷役運搬機械に係る各種労働災害防止対策を講じてください！

- ・ 荷役運搬機械の転倒等防止のため、**運転場所の事前の調査**を行う。
- ・ 労働者との接触防止のため、「歩行可能場所」「運転可能場所」等を設定する。
- ・ 作業計画を作成し、関係労働者に周知する。



技能講習修了証



事業内検査用 ▲検査業者検査用
特定自主検査標準



フォークリフト作業計画（参考）

33

はしご・脚立の取扱いについて

- はしご、脚立は身近な用具ですが、骨折などの重篤な災害が多数発生。中には死亡災害も。
- 使用上の注意事項をチェック。トラックの荷台から飛び降りたりせず、3点支持の徹底を。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している

☐ (はしごをボルトで取付している場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない

☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している

☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている

☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない

☐ はしごの足元に、滑り止め(転倒防止措置)がある

☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい

☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※同級はしごを使うときも、チェックしましょう。

「労働安全衛生規則」で定められている事項

差動はしご(労働安全衛生法527条)

- 1 天板は横滑りしない構造、腐食等がない
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他の転倒防止するための措置

「はしごや脚立からの墮落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

☐ 脚立は安定した場所に設置している

☐ 開き止めに確実にロックをかけた

☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない

☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている

☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる

☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない

☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)

☐ 作業は頭の真上ではない

☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(労働安全衛生法528条)

- 1 天板は横滑りしない構造、腐食等がない
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整備する
- 4 踏み板は作業を安全に行うために必要面積を有する

高さ2m以上の作業時は、固定式用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墮落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

チェックリストはホームページからダウンロードすることができます。

厚生労働省HP



資材置場等に印刷したリーフレットを配架し、チェックリスト代わりにご活用いただけます！

34

転倒災害防止対策

- ❑ 冬季以外も靴底に泥がついたり、濡れた床などで転倒災害が発生。移動するときは慎重に。
- ❑ 通路の整理整頓、床面の凹凸をなくす、足元の突起に目立つようなテープを貼るなど工夫を。



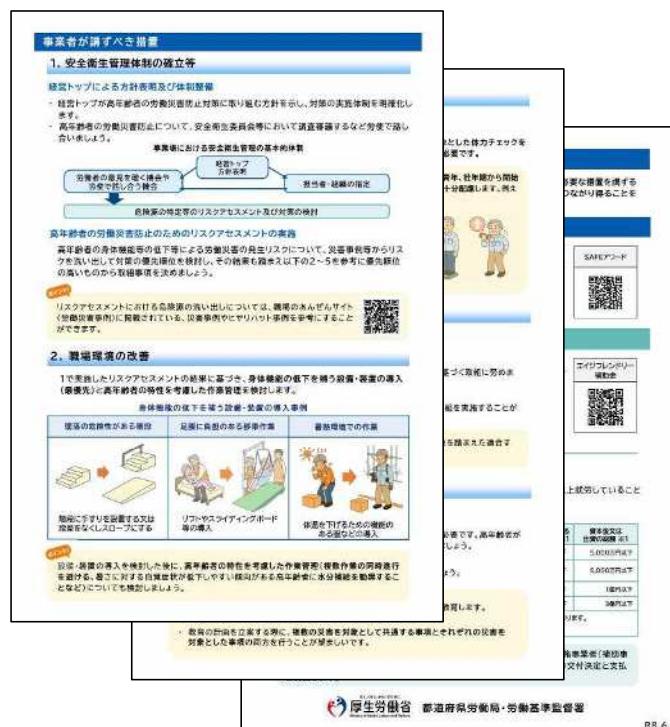
全業種版

「中高年齢の女性を中心に」版
(ロコモティブシンドローム)

35

高年齢労働者の労働災害防止対策

- 高年齢労働者の労働災害防止対策を講じるための指針が策定されました。
- 法令上の努力義務となりますので、ご留意ください。



PB 6

36

1. 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
- 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

2. 職場環境の改善

3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況・体力の状況の把握

4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- 高齢者の状況に応じた業務の提供
- 心身両面にわたる健康保持増進措置

5. 安全衛生教育

- 高齢者に対する教育
- 管理監督者等に対する教育

中小企業事業者の皆さまへ 令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
 ■ 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が見込めるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
 ■ 申請の前に、[マイページ](#)の[マイページ](#)に[掲載したQ&A](#)に[確認](#)ください。

補助金申請受付期間 令和8年5月20日（水）～10月31日（土）
 ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日（月）
 【注意】 予算額に達した場合は、受付開始の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です（中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照）。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労働保険適用の雇用労働者（50歳以上）が常時1名以上雇用していること

I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）

以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階	第2段階
A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施	B. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）
【補助対象】 労働安全衛生に係る専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費 補助率：4/5 上限額：100万円 （B. の設備補助金額を含む） （※助成対象外）	【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（対象の高齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る経費に算入されていること。） 補助率：1/2 上限額：100万円（A. の設備補助金額を含む） （※助成対象外）
※ 外資系企業に代わり、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請を行うことも可能です（その場合は第1段階の申請は不要です。）	【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や障害を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費（設備、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に算入されます。） 補助率：1/2 上限額：100万円（A. の設備補助金額を含む） （※助成対象外）

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額 100万円（助成対象外）】
 【補助対象】
暑熱環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う設備・装置の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額 30万円（助成対象外）】
 【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（健康への影響を軽減するためのデータ提供を含む）に要する経費

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサート会

- ・ 高齢労働者の労働災害防止のため、上記1～5の措置を講じる必要があります。
- ・ **令和8年度エイジフレンドリー補助金**の案内があります。（10月31日申請期日）

37

- ・ 各種健康診断の実施
- ・ 熱中症対策
- ・ 化学物質対策

各種健康障害防止

労働者への健康診断を実施してください。

- ・ **定期健康診断**：1年以内（深夜労働等がある場合は6ヶ月以内）ごとに1回実施する。
- ・ **有機溶剤健康診断**：6ヶ月以内ごとに1回実施する。
- ・ **特化物健康診断**：6ヶ月以内ごとに1回実施する。
- ・ 指導勧奨による健康診断：騒音、振動工具等の場合は6ヶ月以内ごとに1回実施する。
- ・ 有所見（結果に問題あり）の場合は、医師の意見を聴取する。

作業環境測定を実施してください。

- ・ **有機溶剤、特化物、騒音**等の作業場所では、6ヶ月以内ごとに1回、**作業環境測定**を実施する。
- ・ **管理区分Ⅲ**（「Ⅰ」～「Ⅲ」の中で最も有害）の場合、直ちに作業環境の改善を行う。
- ・ 改善を行ったら、再度直ちに作業環境測定を行う。

メンタルヘルス対策を講じてください。

- ・ ストレスチェックを実施する。（労働者50人未満の事業場は現状任意）
- ・ 高ストレス者に対する面接指導を実施する。



39

熱中症対策

令和7年6月1日から、**熱中症に係る改正法令が施行**されました。



「**WBGT28度以上又は気温31度以上**の環境下で**連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業が対象です。

講ずべき措置は、「**体制整備**」「**手順作成**」「**関係者への周知**」です。

40

- 

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により毎年、
一時間で約30人が亡くなり、
約1,000人が4日以上4日以上
仕事を休んでいます。





キャンペーン参加者登録

キャンペーン情報

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備	実施	実施	実施	実施	実施

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

準備期間 4月 にすべきこと

☐ 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防対策委員会を設置し、約40個単位の責任体制を確立

☐ 暑さ指数（WBGT）の把握の準備

15度以上に達した暑さ指数に対しては、涼陰、涼陰

☐ 作業計画の策定

暑さ指数に応じた作業時間の制限、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定

☐ 設備対策の検討

暑さ指数が高いのが原因となる屋外、通風または作業環境、朝夕の暑さ指数を把握

☐ 休憩場所の確保の検討

涼陰を確保した休憩場所や、ほししい休憩場所の確保を検討

☐ 服装の検討

暑さ指数と服装の適応性（涼陰、涼陰、涼陰）に基づいて暑さ指数を把握する機器も15度の暑さ指数を検討

☐ 教育研修の実施

関係者、関係者に対する教育を実施

☐ 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（暑さ指数）に関する連絡体制や対応（暑さ指数）を確認し、関係者に通知

暑さ指数の把握と評価

15度以上に達した暑さ指数で暑さ指数を把握する機器を代表する一般の暑さ指数（暑さ指数）を把握すること

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の把握と評価

15度以上に達した暑さ指数で暑さ指数を把握する機器を代表する一般の暑さ指数（暑さ指数）を把握すること

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減

暑さ指数に達した設備を改善

☐ 休憩場所の整備

暑さ指数に達した休憩場所を整備

☐ 服装

暑さ指数に達した服装を改善

☐ 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じて作業時間を短縮

☐ ブレックリング

作業環境が暑さ指数に達した設備を改善

☐ 水分・塩分の摂取

暑さ指数に達した設備を改善（水分・塩分を摂取）

☐ 暑熱慣化への対応

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 健康診断結果に基づく対応

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 日々の健康管理

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 作業中の労働者の健康状態の把握

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 暑さ指数の把握と評価

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 暑さ指数の把握と評価

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

暑さ指数の把握と評価

15度以上に達した暑さ指数で暑さ指数を把握する機器を代表する一般の暑さ指数（暑さ指数）を把握すること

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の把握と評価

15度以上に達した暑さ指数で暑さ指数を把握する機器を代表する一般の暑さ指数（暑さ指数）を把握すること

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減

暑さ指数に達した設備を改善

☐ 休憩場所の整備

暑さ指数に達した休憩場所を整備

☐ 服装

暑さ指数に達した服装を改善

☐ 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じて作業時間を短縮

☐ ブレックリング

作業環境が暑さ指数に達した設備を改善

☐ 水分・塩分の摂取

暑さ指数に達した設備を改善（水分・塩分を摂取）

☐ 暑熱慣化への対応

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 健康診断結果に基づく対応

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 日々の健康管理

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 作業中の労働者の健康状態の把握

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 暑さ指数の把握と評価

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 暑さ指数の把握と評価

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）
- ## キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと
- ### 暑さ指数の把握と評価

15度以上に達した暑さ指数で暑さ指数を把握する機器を代表する一般の暑さ指数（暑さ指数）を把握すること

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の把握と評価

15度以上に達した暑さ指数で暑さ指数を把握する機器を代表する一般の暑さ指数（暑さ指数）を把握すること

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底
- ☐ 暑さ指数の低減

暑さ指数に達した設備を改善

☐ 休憩場所の整備

暑さ指数に達した休憩場所を整備
- ☐ 服装

暑さ指数に達した服装を改善

☐ 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じて作業時間を短縮
- ☐ ブレックリング

作業環境が暑さ指数に達した設備を改善

☐ 水分・塩分の摂取

暑さ指数に達した設備を改善（水分・塩分を摂取）
- ☐ 暑熱慣化への対応

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 健康診断結果に基づく対応

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）
- ☐ 日々の健康管理

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 作業中の労働者の健康状態の把握

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）
- ☐ 暑さ指数の把握と評価

暑さ指数に達した設備を改善（暑さ指数に達した設備を改善）

☐ 暑さ指数の把握と評価

暑さ指数に達した

- **法令の措置**：熱中症になった労働者に対する適切な措置（早期の発見、身体の冷却、医療機関への搬送）を講じるよう定められています。
- **クールワークキャンペーン**：熱中症防止に係る適切な措置（WBGTの把握、水分・塩分の用意、健康状態の確認）を講じるための方法について、すべきことが掲げられています。

41

- **S D S（安全データシート）**を入手し、化学物質の危険性・有害性を確認してください！
- 「**化学物質管理者**」の選任が法定の義務です！
 - ・ 「業務を担当するために必要な能力を有するもの」の中から選任。
 - ・ 法律の義務ではないが、「**化学物質管理者講習**」を受講させることが望ましい。
- 「**保護具着用管理責任者**」の選任が法定の義務です！
 - ・ リスクアセスメントの結果、保護具が必要な場合に選任が必要です。
 - ・ 「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」の中から選任。
- 化学物質を取扱う際は、**リスクアセスメントの実施**が法令の義務です！
 - ・ リスクアセスメントは、**労働者を危険性や有害性から守るため予め行う**ものです。
 - ・ 化学物質の危険性・有害性に応じて、それを保護する対策を講じてください。
- 化学物質のリスクアセスメントは**各種ツールの活用**が便利です！
 - ・ 「create-simple」；

エクセルデータでダウンロードして使用。作業様態を入力するだけで、必要な措置が何か判断できる。

- 「コントロール・バンディング」：

webブラウザで使用。物質の危険性を入力するだけで、作業のリスクレベル等が出力される。

42

化学物質対策（各種選任）

□ 「化学物質管理者」の選任

- 選任すべき事由が生じてから**14日以内に選任しなければならない**。
- 化学物質管理者を選任し、その者に化学物質に係るリスクアセスメントの実施に関すること等の技術的な事項を管理させる。
- 当該化学物質管理者の氏名を**見やすい箇所に掲示すること等により、周知**しなければならない。
- 事業場で製造等を行う化学物質等、作業方法、設備等の**事業場の実態に精通している**ことが必要。
- 当該事業場に所属する労働者から指名されることが望ましい。

□ 「保護具着用管理責任者」の選任

- **リスクアセスメントの結果、保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任しなければならない**。
- 選任すべき事由が生じてから**14日以内に選任しなければならない**。
- 保護具着用管理責任者には、**有効な保護具の選択、保守管理、その他保護具に係る業務**を担当させる。
- 当該保護具着用管理責任者の氏名を**見やすい箇所に掲示すること等により、周知**しなければならない。

43

化学物質対策（SDSの確認等）

□ SDSの確認

1. 「SDS」とは、「安全データシート」のことで、1つの製品につき必ず1つ存在します。
2. SDSはメーカーから入手するものです。
3. SDSには、製品の性質や危険・有害性、適用法令等が記載されています。

□ 物質ごとのSDS及びCAS番号の検索

1. 下記サイトの検索フォームに、物質名を入力する。
2. 物質名の一覧及びSDSが出力・表示される。
3. クリックすると、対象の物質のSDSが表示される。

職場のあんぜんサイト

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報の検索

化学物質名(日本語)での検索

検索結果

番号	名称(データシート)	モデルラベル	名称	CAS番号
1	1. メトキシメタノール 2. メトキシメタノール	メトキシメタノール (メトキシメタノール) メタノールエーテル	4461-32-3	
2	アセトン	ジメチル亜メチルケトン ジメチルケトン アセトン	67-64-1	
3	アセトン・亜メチルケトン・メタノール混合物 アセトン・亜メチルケトン・メタノール混合物	アセトン・亜メチルケトン・メタノール混合物	32055-14-4	
4	アセトン・亜メチルケトン・メタノール混合物 アセトン・亜メチルケトン・メタノール混合物	アセトン・亜メチルケトン・メタノール混合物	29214-70-4	
5	ビス(2-クロロエチル)エーテル ビス(2-クロロエチル)エーテル	ビス(2-クロロエチル)エーテル ビス(2-クロロエチル)エーテル	111-91-1	
6	亜メチルケトン 亜メチルケトン	亜メチルケトン 亜メチルケトン	58-08-3	

44

46

まとめ①

□ 「労働災害」とは賃金を得るための労働の中で発生した災害をいう

- ・ 事業者は労働災害を防止する責務を負う。
- ・ 休業災害や死亡災害が発生した際は**労働者死傷病報告**を行う。（災害から概ね1ヶ月以内）
- ・ 重大災害（死亡、重症、意識なし、複数名同時、火災、爆発、等）の場合は監督署にも要連絡。

□ 木材・木製品製造業に従事する労働者の労働災害を防止するために

- ・ 名寄署管轄内において、木材・木製品製造業の労働災害は近年増加傾向にある。
- ・ 死亡災害を撲滅し、その他災害についても防止を徹底する。

□ 労働者の安全対策（「ケガ」を防止する）について

- ・ 機械への巻き込まれ等を防止するため、接触防止措置や、点検時の機械の停止などを徹底する。
- ・ 「**墜落、転落**」災害、**転倒**災害、**はしご・脚立等**の災害なども防止する。
- ・ エイジフレンドリー指針に基づき**高齢労働者の災害防止**を行う。

□ 労働者の衛生対策（「疾病」を防止する）について

- ・ 各種健康診断及び作業環境測定を定期的に行う。（常時従事する場合に限る）
- ・ 熱中症対策を講じる。
- ・ 各種化学物質対策を講じる。

47

まとめ②

□ 荷役運搬機械による労働災害防止について

- ・ 荷役運搬機械による災害を防止する。
- ・ フォークリフトは走行場所と歩行場所を分離する。
- ・ フォークリフト作業計画を作成する。
- ・ 技能講習を受講した者をオペレーターとする。
- ・ 1年以内ごとに1回、特定自主検査を実施する。

□ 化学物質対策について

- ・ 化学物質を使用する場合はSDSを入手し、内容を確認する。
- ・ 14日以内に化学物質管理者を選任する。
- ・ リスクアセスメントを実施する。（保護具の要否も確認する。）
- ・ 保護具が必要な場合、14日以内に保護具着用管理責任者を選任する。

製造業の皆様へ

安全衛生管理活動に活用いただきたい情報、リーフレット等が掲載された厚生労働省及び北海道労働局のホームページをご紹介します。
リーフレット等は二次元コードからダウンロードできます。

1 次の資料・リーフレット等は厚生労働省ホームページに掲載されています。

No.	名称及び二次元コード、URL
1	実業家のための安全アクションSAFEコンソーシアムポータルサイト (https://www.safe-japan.go.jp/)
2	転倒災害の防止 (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000001.pdf)
3	はしごや脚立からの墜落・転倒災害をなくしましょう！ (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000002.pdf)
4	「産前産後の労働災害防止のための指針」について (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000003.pdf)
5	世帯物産による労働災害防止のための新たな取組について ～労働安全衛生法の一部を改正する等の法律～ (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000004.pdf)
6	新卒労働者の労働条件・安全衛生の確保のために (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000005.pdf)
7	安全衛生委員会を設置しましょう (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000006.pdf)
8	地主等（地主、地主元、賃貸事業者等）の役割、 施設管理などの労働安全衛生をしましょう！ (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000007.pdf)
9	平成25年10月1日から、建設施工関係についての規定を 改正した「労働安全衛生規則」が施行されます (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000008.pdf)
10	個人事業主等の安全衛生対策について (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000009.pdf)
11	STOP！熱中症 クールワークキャンペーン (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000010.pdf)

北海道労働局

No.	名称、二次元コード及びURL
12	資材加工作業におけるリスクアセスメント (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000011.pdf)
13	トラックでの荷役作業における安全対策が決められます。 改正労働安全衛生規則（令和5年10月1日から順次施行） (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000012.pdf)
14	外国人労働者の安全衛生対策について (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000013.pdf)
15	電線設備保護防止 閉鎖の改正について (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000014.pdf)
16	ストレスチェック等の結果におけるメンタルヘルズ対策 ・労働安全衛生法 (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000015.pdf)
17	産業におけるハウスメントの防止のために（セクシャルハラスメント） ・被害・加害・両方被害者に対するケアシステム（ワークハラスメント） (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000016.pdf)
18	労働安全衛生法に基づく医師による健康診断を 実施しましょう！ (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000017.pdf)
19	職場における労働環境改善対策について (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000018.pdf)
20	腰痛予防対策 (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000019.pdf)

II 化学物質のリスクアセスメントをきめだしたリスクアセスメント策定について
関係のあんげんウェブサイトホームページに掲載されています。

No.	名称、二次元コード及びURL
1	化学物質のリスクアセスメント実施指針 (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000020.pdf)

II 次の資料・リーフレットは北海道労働局ホームページに掲載されています。

No.	名称、二次元コード及びURL
1	一酸化炭素中毒防止対策について (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000021.pdf)
2	北海道内の労働災害統計 (https://www.safe-japan.go.jp/contents/000011000022.pdf)

※ 上記のURLは、当該資料が4月21日現在のもので、
※ 上記のURLは、当該資料が4月21日現在のもので、
※ 上記のURLは、当該資料が4月21日現在のもので、

48